

千歳市広告掲載要綱

平成 18 年 8 月 4 日市長決裁

平成 19 年 3 月 29 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(3) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると実施機関が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第 4 条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれ実施機関が定める。

(広告募集方法等)

第5条 広告事業に係る広告主（広告代理店を含む。）は、公募する。

- 2 広告主の公募及び選定等に係る必要な手続は、広告媒体ごとに実施機関において別に定める。

(広告料等)

第6条 徴収すべき広告料の額は、広告に係る市場の実例料金、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び掲載期間等を考慮し、実施機関において事前に定めるものとする。

- 2 広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収できるものとする。
- 3 道路、都市公園等における広告用工作物の設置、広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料及び使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(広告審査委員会の設置等)

第7条 広告事業導入についての意思決定を行う機関として、各部等に広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 掲載広告及び広告主の決定に関すること。
 - (2) 掲載広告の位置等の決定に関すること。
 - (3) 掲載広告のデザイン、内容等の審査及び決定に関すること。
 - (4) その他掲載広告に関すること。

(審査委員会の組織等)

第8条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、主管の部長職をもって充て、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部等に属する課長職にある者の中から委員長が指名した者をもって充てるほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 5 審査委員会は、審査に際し、必要に応じて事業者などの関係者の意見又は説明を求めることができる。
- 6 審査委員会は、前条第2項各号に掲げる職務を行うときに委員長が招集する。
- 7 審査委員会の庶務は、各部等の庶務担当課において行う。

(広告事業統括委員会の設置等)

第9条 各部等の広告審査委員会を統括する機関として、広告事業統括委員会（以下「統括委員会」という。）を設置する。

2 統括委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 各部等の審査委員会において、広告事業の実施について全庁的に統一を図る必要があると判断された事項等の検討に関すること。

(2) その他各部等の審査委員会において、統括委員会に諮り検討が必要と判断された事項等の検討に関すること。

(統括委員会の組織等)

第10条 統括委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 委員は、各部等の審査委員会の委員長とする。

5 統括委員会は、前条第2項各号に掲げる職務を行うときに委員長が招集する。

6 委員会の庶務は、総務部行政管理課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。